

## 研究動向：イギリス家族史・個人史の伝統と現在 —アマチュアと営利企業の進出する歴史学—

川 分 圭 子

20世紀前半に活躍したユダヤ系イギリス史家ルイス・バーンスタイン・ネーミアが、18世紀イギリス下院議員研究において、プロソポグラフィといわれる手法—ある集団に属する個々人の経歴・資産・親類縁故や信仰・思想・行動を詳らかにし、それを基礎に集団全体の行動様式や社会・政治にそれらが及ぼした影響などを分析する歴史学の方法—を確立したことは、よく知られている。しかし実は、イギリスでは、ネーミアが登場するはるか以前から個人史・家族史が非常に盛んである。イギリス人は、個人の姓名を詳しく記入した史料を大量に残してきており、しかも早くからインデックスの作成に熱心で、索引見出しとしても個人名を重視して取り入れてきたからである。

近年では、個人史・家族史研究はますます盛況であり、歴史家以外の一般市民にまで広がっている。多くの一般人は、自分の祖先や、同姓の家族の歴史調査に関心を示し、様々なウェブサイトやブログも作成して立ち上げている。現在イギリスやアメリカでは、こうした一般人の家族史研究熱の結果、家族史研究のためのサービスの提供に複数の民間非営利組織や営利企業までもが参入し、大成功するまでになっている。こうした団体や企業は、国公立の文書館や図書館と契約を結び、手稿史料や希少印刷物、貴重書をデジタル画像や電子書籍にしたり、詳細なインデックスを作成する費用を負担する一方、これらの史料の使用者から使用料を徴収する権利を獲得している。図書館や文書館においても、こうした団体が費用をかけて電子化した史料については利用が一部有料化している場合もある。その一方で、こうした団体のメンバーシップを購入すれば、世界中どこにおいても、どんな立場の人間でも、自分のコンピュータからこれらの史料を使用可能である。またこれらの会社は、調査結果のフィードバックを会員に奨励するほか、会員同士の情報交換システムや系図・写真集などの作成ソフトを用意し、また書籍出版の手引きも行っており、会員達は、史料調査だけでなく、調査結果の発信も容易に行いうようになってきている。

近現代史だけでなく、近世史においても、これらの家族史・個人史研究の急速な普及と営利化は、無視できない動きとなっている。本稿では、こうした状況に鑑みて、なぜイギリスやイギリス人の歴史においてはこれほど家族史・個人史が盛んなのかを、問い直してみたい。筆者の考えでは、これは歴史史料の性格に深く関係していると思われるので、まず家族史／個人史に伝統的

に用いられてきた史料を改めて検討することから始める。次に、これらの歴史史料が成立以来どのように整理・保存されていきたのか、それが現在公共の文書館・図書館と営利企業の提携によってどのように整備されて、利便性が高まり、利用者層が拡大してきているのかを、検討する。最後に、一般人が一次史料に容易にアクセスして調査することが可能になりつつある現状において、職業的歴史研究者が果たすべき役割・課題とは何かについても、付言したい。

## (1) 家族史・個人史の史料

以下で紹介するのは、家族史や個人史、家系学などに用いられる基本的な史料である。全てを紹介しきることはできないので、筆者が最近使用したものに限定していることをお断りしたい。また筆者が17世紀後半-19世紀前半までのロンドンを専門とするので、それ以外の時代や地方の史料については全く十分ではない。以下では、取り上げるそれぞれの史料の成立過程や性格、家族史史料としての特質について言及し、これらの原史料が現在どのような使われ方をしているかについても、特筆すべきものについては述べる。

### ①遺書

イギリスの国立公文書館 (The National Archives、元 Public Record Office、以下 TNA) には、PROB というシリーズで、14 世紀後半から 1900 年頃までの遺書が残されている。TNA の解説によると、遅くとも 13 世紀頃から、カンタベリ大主教は、複数司教区に個人資産や債務を保有する人物の遺言の検認と遺産管理の業務に専権を主張するようになった。しかし、実際にこの専権を持つ大主教特権裁判所 (Prerogative Court of Canterbury) が確立したのは、15 世紀になってからである。同裁判所は、16 世紀以降はロンドンの民法博士会館 (Doctors' Commons) に設置され、イングランド南部地域において複数司教区に 5 ポンド以上の動産の遺産を持つ個人に対し司法権を行使した。同裁判所は、海上や海外での死亡者も対象とした。1570 年代には、北部地域のためにヨークに同様の裁判所が設置された\*1。

清教徒革命・共和政期には大主教特権裁判所は世俗の裁判所に組織替えされたが、王政復古後復活し 1857 年まで存続した。1857 年遺産検認法が制定されるとともに、大主教特権裁判所は廃止され、国家が管轄する主要遺書登記局 (Principal Probate Registry) が設置された。

遺書は、17 世紀以前はラテン語で書かれているものが多いが、共和政期と、1733 年公文書でのラテン語使用廃止以降は英語で書かれている。筆者が実際に読んだ印象では、17 世紀後半の遺書はすでに英語のものも多い。大主教特権裁判所の記録係が転写した登記簿は、現在 TNA で PROB11 という史料番号のもとに保管され、現在では館内なら無料、館外からは有料で、デジタル画像で閲覧、複写の購入も可能である。遺書の原本は、PROB10 として保管されている。

無遺言での死亡や、遺書が正式に検認・登記されるまでにいたらなかった場合、大主教特権

裁判所が、家族などに対し遺産管理権を承認する場合もあった。この遺産管理権承認の記録も、TNAにPROB6として整理され、残されている。なお遺書ではないが、個人の死亡に関わる史料としては、1796年に始まった死亡税徴収記録などもある。

大主教特権裁判所に登記された遺書には、何度かインデックスも作成されている。インデックスの形式は、基本的には遺書検認の年ごとに遺言者の姓名をアルファベット順に整理したものであり、現在ではこれが統合されてコンピュータで史料全体を一度に検索することが可能になっている。

遺書は、第一には当然ながら財産上の目的のために家族・親族が目を通すものであるが、家族史・個人史的関心からも古くから広く活用されてきた。遺書には、遺言人の姓名、遺書作成の年月日、遺書検認の年月日、遺言執行人、証人については必ず記載があるほか、遺言人の居住地、職業、埋葬希望場所なども記載がある場合がある。遺贈についての記載の詳細は、遺言人によって様々であるが、主要な遺産相続人である妻、長男のほか、次三男以下の息子や娘達、兄弟姉妹、両親や祖父母、伯父伯母・叔父叔母、甥姪や従兄弟（従姉妹）、友人、所属教会の牧師、関係慈善団体なども相続人として出てきて、様々な人間関係が明らかになることもある。血縁・姻戚関係がかなり解るため、家系学上は非常に重要な基本史料となる。

ただし、遺産総額については、ほとんど解らないことが多い。これは、たいていの遺書が、少額の遺贈を細々と記述した後、残余資産全てを主要遺産相続人に贈与することを言明する形式をとっているからである。このため、遺産のほとんどを占めているはずの残余資産については詳細な記述がないことが、普通なのである。また、妻への遺贈については、遺書での遺贈分には、原則として結婚時に行われた寡婦資産設定の内容は含まれていないことに留意しなければならない。寡婦資産は、結婚時に夫と妻だけでなく妻の父や兄弟なども交えて法的に契約されたものであり、夫の意志で自由にできるものではないからである。同様の性格を持つものとして、遺言人の父親などが、遺言人の生前使用は認めながらも、遺言者の子孫に贈与されるよう設定した財産なども、遺書には現れない。つまり、遺言人の財産総額や遺言人が生前享受した財産の全容は、遺書からは簡単には解らない。

他方で、遺書の効力が強いイギリスでは、遺書には遺言人の生前の様々な思いがあらわに表現されることもある。怠惰な息子、意に染まぬ結婚をした娘、甲斐性のない兄弟姉妹、浪費家の娘婿などに対する怒りや不満が、仮借ない言葉で表現され、分与される財産の額に如実に反映される。偶発的にはあるが、過去の親子関係、夫婦関係、老境といった心性史上の関心から見て非常に有効な材料が入手できることもある。

## ②身分改め

イギリスでは、15世紀後半にリチャード3世により紋章院（College of Arms）が設立され、近代には捨て置かれた時期も長くあったが、現在まで存続して王家の儀式挙行や叙勲などの活動を行っている。紋章院設立は、中世後期から近世にかけて、紋章や系図の勝手な作成や使用、騎士・

地主身分（ナイト、エスカイヤ、ジェントルマンなど）の僭称が横行したため、何らかの正式な登録が必要とされたためである。16世紀には、ヘンリ8世は、紋章官に命じて全国を査察させる身分改め（Visitation）を開始した。身分改めは、各州の州長官や各都市の市長に要請して、その土地の紋章使用者や貴族・騎士身分主張者を出頭させ、その身元を調査し、系図を作成し、紋章等を確認、再登録するもので、その手続きは厳正であり、不正使用や身分の僭称が発覚した者は重い罰金を科された。その後身分改めは、エリザベス期、前期・後期スチュアート朝を通して何度か実施されたが、名誉革命以後は全く実施されなくなった<sup>\*2</sup>。

身分改めは、上層階級についてしか情報を提供しないという問題点はあるが、本来が家系を確認するという目的であるだけに、家族史研究上重要な史料である。査察が行われた時代の世帯主や家族については、職業、収入、家族構成、姻戚関係など、できる限り微細に情報が収集されており、史料的价值が高い。

紋章院には、紋章の他、正式な家系図が作成・保管されている。現在も希望すれば誰でも、院自身の詳細な調査を経た上で、家系図の登録が可能である。この紋章院の存在が、そもそも家族史や家系学という学問ジャンルを生み出し、またそれに手段や人材を提供しているとも言えるだろう。本稿（2）に見るように、近世・近代に家族史研究や詳細な人名録・人名辞典作りに関わった人たちは、多くが紋章官であった。

身分改めから紋章官が作成した記録は紋章院の図書室に保管されているが、手書き写本が個人コレクションを経て公的な図書館、文書館などに保存されている。これらの写本には、後代の追加の情報が書き込まれていたりもする。19世紀には、ハーレイアン・ソサイエティ（後段で解説）や各州の古文書出版協会が、これらの写本を活字化し出版しており、現在歴史研究で最もよく使われているのはこれら19世紀の刊本の復刊である<sup>\*3</sup>。

### ③教区教会史料

教区教会に残された史料としては、主に牧師による洗礼・埋葬・結婚の記録がある教区簿（Parish Register）と、平信徒の自治会的組織である教区会の記録（Vestry Minute Book）がある。

イギリスでは、1836年の「出生死亡登記法」の制定により、翌年から世俗機関による戸籍管理が始まったが、それ以前は、出生や死亡、結婚の記録は、教区教会や非国教徒の信者組織など宗教組織の管轄だった。イギリスでは、宗教改革直後の1538年、教区教会で教区委員の立ち会いのもと主任牧師が洗礼・埋葬・結婚を記録することが命じられている。また、1558年以降は紙でなく羊皮紙への記入が要求され、また1598年以降は、原本を厳正に保管することとともに、写しを毎月主教に送付することが求められた。また毎日曜の礼拝において、各週の記載の朗読と確認が求められた。しかし、実際には、これらの厳正な手続きは遵守されなかった。

1753年にはハードウィック結婚法が制定され、未成年者の結婚への親の同意、結婚布告（Banns）あるいは結婚許可証（Marriage Licence）の婚前取得が厳正化されたほか、非国教徒に対しても国教教区教会での結婚が強制され、また洗礼・埋葬とは別途、結婚の記録簿をつけることが求め

られた。

清教徒革命期に教区教会が受けた攻撃のため、教区史料の多くは破壊され、散逸している。1837年の戸籍の世俗化以降も、古い教区史料は教区教会で保管されてきたが、現在では地方文書館へ移されている。1880 - 90年代には、ハーレイアン・ソサイエティによってロンドンのかなりの教区と一部地方の教区教会の教区簿が活字化された。

しかし、近年は、教区簿のデジタル画像・インデックス作成とオンラインでの公開は、急速に進んでいる。この中心にあるのは、1894年にアメリカ、ユタ州に設立された末日聖徒イエス・キリスト教会（Latter-days Saint、通称モルモン教、略称LDS）の家族歴史図書館のコレクションとその活動である。他に依拠すべき史料がないので、ウィキペディアや末日聖徒家族史図書館のウェブサイトの情報に依拠するが、それらによると、末日聖徒イエス・キリスト教会は教義上の理由から世界各地より膨大な家族史史料を収集・保管しており、イギリスの教区簿もその中に含まれていた。同図書館は保有するイギリスの教区簿のデジタル化を進め、インターネットで完全無料公開している\*<sup>4</sup>。おそらく同図書館との提携、支援を受けてか、イギリスの各州文書館でも、それぞれの州の教区簿のオンライン・データベースを無料で利用できるようになっている。

もう一つの重要な教区教会史料として、教区会記録がある。教区会は、教区委員（Churchwarden）の選出、救貧税の査定や徴収係の選出、救貧対象者の選定、慈善学校などの運営、そのほか教区に割り当てられた様々な課税の割り当てや、教会修理等の問題、市議会議員の選出なども行った。また教区会は、教区の大きさや内部事情によって、全教区民に開放された開放型のものと、一部有力住民のみが参加するものとあった。家族史・個人史上教区会記録が重要になってくるのは、救貧税やその他の税金の査定などで教区住民についてのデータが記載されているからである。

教区会記録は、活字化や出版、デジタル画像の撮影もオンライン化もほとんど進んでおらず、地方州文書館で原史料を実際に調査する必要がある。19世紀末に、ごく一部が活字化、出版されているのみである\*<sup>5</sup>。

#### ④課税評価

課税評価（Tax Assessment）の中では、土地税（land tax）が全国的に最も長く連続して課税されたので、史的に最も重要である。土地税は、1693年「フランスとの激しい戦争を実行する目的で年間1ポンドにつき4シリングの上納金を国王陛下に交付するための法」という制定法に基づき、ウィリアム3世が創設した全国税である。課税期間は1年であるが、その後毎年春に議会で可決され、1798年まで徴税され続けた。また同年からは恒久税とされ、1963年まで存続された。土地税とはいうものの、同法は土地だけでなく家屋や家財も課税対象とし、自由土地保有権だけでなく定期借地権、贍本保有権も対象となった。また1698年以降は、各州・都市ごとに固定額が割り当てられ、地域内で税率などが定められた。また評価担当者（しばしば徴税担当も兼ねた）は、各ハンドレッドや教区などの小単位で地区の住民から選出された\*<sup>6</sup>。

土地税課税評価の記録は、各土地家屋の所有者の姓名・職業、居住者の姓名、課税対象財産の評価額（あるいは賃料）と課税額、課税対象財産の所在地などからなる。各所有者について詳細な情報を提供するものではない、必ずしも所有者が所有財産に居住していない等の問題点はあるが、地区住民全体の資産状況の把握や、経年による住民の変化などを見る上で、重要な史料となる。

課税評価と税の徴収が各州・都市の責任で行われたので、課税評価記録も各州・都市ごとに残っており、現在も州・都市の公文書館で保管されている。かなり小規模な資産保有層も含む大量の個人の情報が入っているため、一般人の祖先調査の史料にも適しており、デジタル画像処理とオンライン検索が高度に進展し、多くの営利企業のウェブサイトで利用できるようになっている。

そのほかの課税評価として、一例を挙げておく。ウィリアム3世は、土地税に続いて1694年「フランスとの戦争を融資するため追加の資金を徴収する目的で、埋葬、出産、結婚と、25才以上の独身男性と子供のいない未亡人に毎年、課税する法」を制定し、翌年から徴税を開始した。この法は、最初は5年間の時限法だったが、1706年まで存続された<sup>\*7</sup>。

同法により、資産600ポンド（または年収50ポンド）以下の一般市民の場合は、埋葬ごとに4シリング、結婚と出産については2シリング課税され、また独身男性と子供のいない未亡人の場合は、年1シリングを課税期間の間支払うこととなった<sup>\*8</sup>。また600ポンド以上の資産（または50ポンド以上の年収）を持つ者や、ジェントルマン・ナイト・エスカイヤ以上の身分、神学・医学・法学博士、高位聖職者は、その位階・身分に応じて段階的に高額な税金を負担した。また、課税額は、結婚・埋葬については担税者本人か、その長男か、次三男または娘であるかによって、また出産については担税者にとって長男か、次三男または娘であるかによっても、異なっていた。

この法の実施には、人民の出産・死亡の正確な記録作成も不可欠であり、ウィリアム3世は翌年から翌々年にかけて、1694年法の有効期間内は全出産に産後5日以内に教区牧師等へ報告する義務を課したり、居住地域以外で埋葬された者に居住地域教区への報告義務を課したりする法律も制定した<sup>\*9</sup>。

以上のような性格を持つため、この結婚・出産・埋葬税の評価記録は、担税者の身分・収入・職業・学歴・家族構成などについて、土地税課税評価よりもはるかに詳細な情報を提供するものとなっている。ただ、この評価記録は限られた地域においてしか発見されていない。しかし、この結婚・出産・埋蔵税に関わる記録は、グレゴリ・キングの1696年の著作『イングランドの現状に関する自然的政治的考察』の基礎史料になっており、この税金の課税評価と徴収が全国規模で行われたことは確実視されている<sup>\*10</sup>。今後の史料発見が期待されている。

## ⑤投票記録

1872年の無記名投票法の制定までは、イギリスでは投票は公開で記名式であったため、記録が作成されていれば、誰が誰に投票したかという非常に興味深い史料が後代に残される重要な機会であった。実際17世紀以降は、選挙事務官や各候補者の代理人などが、投票結果や投票者の有権者資格の精査などの目的で、投票結果を記録することが増えた。1696年には、特に州選

挙において挙手ですませることのできない場合、選挙管理官を専任するとともに投票記録（Poll Book）を残すことが義務化された。また1746年には、都市選挙区でも投票記録をつける専門の選挙事務官を任命できるようになった。以上のような事務官等が任務として手書きで作成した投票記録の他に、有権者に広く配布する目的で投票記録を印刷したものも作成された。これらは、広範な配布により無資格者の投票をチェックすることや、各候補者が支持者の団結強化をはかるなどのねらいで、選挙後に配布されていた<sup>\*11</sup>。

1843年投票記録の保存が義務化され、選挙事務官の作成した記録が大法官庁国璽部（Crown Office）に提出され保存されてきたが、1907年これらは廃棄されてしまったため、現在では先述したような印刷体の投票記録が史料の中心を占めている。全ての地域・全ての選挙で印刷版の投票記録が作成されたわけではないため、史料が存在する地域や時期は限定されている。だがロンドンでは18、19世紀をほぼ見渡せる程度に記録が残っており、ベネロベ・コーフィールド、エドモンド・グリーン、チャールズ・ハーヴェイらの歴史学者陣による電子媒体のデータベース制作も進展している<sup>\*12</sup>。

投票記録の史料的利点は、投票者の氏名と支持した候補者の他、投票者の職業や住所が記入されていることである。これによって、個人が特定でき、データが有効な意味を持つ。

シティ・オブ・ロンドンでは、投票記録に類似した史料としてリヴリ・リスト（Livery List）というものもある。これは、ロンドンの同業組合リヴリ・カンパニの上級メンバーであるリヴリのリストで、各カンパニの事務官がそれぞれのリヴリの姓名を提出して作成された。シティにおいては、リヴリが都市選挙や国政選挙の有権者だったため、リヴリ・リストは有権者リストとして用いられた。ただし小規模なカンパニに関して掲載がないなどの問題点もある。投票記録とリヴリ・リストは、ロンドン首都文書館（London Metropolitan Archive、略称LMA）に保存されているが、これも近年営利企業との提携でデジタル画像・インデックス作成が進み、オンライン・データベースとして利用できる。

## ⑥ センサス

センサス（国勢調査）の歴史は1801年以降と新しく、近現代史のみに重要な史料である。センサスが開始された背景には、ナポレオン戦争での戦闘員確保の問題や、1798年に出版されたマルサスの『人口論』が与えた人口増と食糧難への不安などがある。1800年に「イギリス人口とその増減を評価するための法」（センサス法／人口法）が制定され、その翌年に第1回目のセンサスが実施され、以後1941年をのぞき10年ごとにとられ続けてきた。1801-31年の4回のセンサスは人口数調査のみで個人名の記載がないが、1841年以降は各世帯の成員（家族だけでなくサーヴァントなども含まれる）の姓名・職業・年齢が書き込まれている。使用されている用紙も、古いものでも罫線や文字が印刷され、形式が統一された読みやすいものとなっている。

センサスは100年を経たものから公開されることになっており、現在TNAでは1841 - 1911年のものがデジタル画像化されている。

### ⑦市民権許可証

市民権許可証は、自治都市が成人男性に市民権を認めるときに発行する証書である。自治都市では、市民権は、成人でありかつ市の同業組合のメンバーが獲得するものであり、市当局とともに、同業組合による証明の手続きが必要である。

筆者は現在、地方の市民権許可関係の史料の保存状況については、把握できていない。シティ・オヴ・ロンドンに関しては、許可証の写しや市参事会の市民権承認の記録なども含めると、LMAに14世紀以降20世紀後半までのものが保管されている<sup>\*13</sup>。これも、全時代・全史料を網羅しておらず、脱落部分があるが、しかし同種の史料の中ではかなり残存量の多いものとされている。現在ではこの史料も、ロンドンに関しては、デジタル画像化、インデックス作成が終了している。

### ⑧商工人名録（住所録）

商工人名録、あるいは単に住所録などと訳されるディレクトリは、イギリスでは17世紀後半から徐々に出版され始める。現存する最古のものは、1677年に出版されたロンドン・ディレクトリ（原題「シティ・オヴ・ロンドンとその周辺在住の商人の姓名コレクション」）である<sup>\*14</sup>。原題の下に、「互いに用向きが生じるような全ての営業者達の便宜のために、注意深く収集したもの。一見して名前がわかり、その住所へ導く」とあり、また序文では「何人かの人々にはばかげた、途方もない試みと思われるかもしれないが、この小著の有用性や便宜によって、皆さんに一蹴されたり拒否されたりしはしないと考えている」などと書かれていることから、これが、完全な実用上の目的から、しかし当時としてはかなり実験的な試みとして、作成され出版された書物であることが推量される。ただし、同書は基本的に氏名と住所しか記載せず、職業の記載はほとんどない。

この後しばらく類書は出なかったが、ヘンリ・ケントが1732年いわゆるケント・ディレクトリ（Kent's Directory）の出版を開始した。ケントのディレクトリも、「諸会社重役・公益事業関係者・商人他高名な営業者の氏名・住所のアルファベット順のリスト」とあり、やはり実用目的で利便性を第一に考えて作成されたものということがわかる。以後ケント・ディレクトリは毎年出版され、競合誌も多数出版されるようになる<sup>\*15</sup>。

他の都市、イギリス全体としては、ロンドンほどの盛況はないが、それでも1770年代からエディンバラ、ダンディー、ブリストル、ニューカッスル、バーミンガムなどスコットランドや地方都市のディレクトリも出版され、1780年代にはイギリス全土のディレクトリも出版されるようになった<sup>\*16</sup>。

1799年からは、郵政公社郵便集配人検査官2名が郵政長官の許可の下にポスト・オフィス・ロンドン・ディレクトリの出版を開始した。1830年代には、やはり郵便集配人検査官だったフレデリック・フェスタス・ケリーがこのポスト・オフィス・ディレクトリの出版を継承し、ほと



んど私的事業ながらもポスト・オフィス・ディレクトリの名称を使用して出版を続けた。1840年代からは、このケリー・ディレクトリ（ポスト・オフィス・ディレクトリ）は、イギリスの他都市も含むように拡充された\*<sup>17</sup>。こうして19世紀にはディレクトリ出版業は最盛期を迎えるが、1880年以降は電話帳が発行されるようになったため\*<sup>18</sup>、徐々にその使命を終える。

以上の商工人名録は、氏名（社名）・住所・職業といった情報を経年的にたどることができて、非常に便利である。また、各年のイングランド銀行や東インド会社などの大会社の重役リストや、政府官僚のリスト、下院議員リストなどを掲載しているものもある。ただ、同じ版元のシリーズでも形式の変更が早いのが難点で、同じ研究上の目的で長期にわたって利用することが困難な場合もある。

ディレクトリはそもそもそれ自体がインデックス化されたデータベースであり、また印刷物で所蔵する文書館・図書館も非常に多いので、以前から複数の出版社がこうした図書館などと提携し、オンライン化をいち早く進行させた分野である。しかし、もとの史料自体が複数の出版社から何版も出版されたもので種類も出版数も多いために、どのオンライン・データベースにどのディレクトリのどの版が入っているか特定することが非常に困難になっている。一つのディレクトリを全巻収集したような整理されたオンライン・データベースの作成が望まれる。

## （2）19世紀の家族史学者とそのデータベース的著作

前節で紹介したのは、⑧以外は手稿史料であるが、⑧も含めて手稿・刊本を問わず、同時代の情報を収集し記載した文献や史料である。それに対して本節では、過去をさかのぼって人的情報を収集した文献を紹介したい。ここでは特に、近代の家族史研究者が作成した過去の家族・個人のデータベース的な著作を見ていきたい。イギリスでは、現在だけでなく古くから家族や家系に対する関心は高かったが、特に18世紀以降は好古学（尚古学、antiquity）が流行し、その中で、特定の一族だけでなく、一つの身分的集団や社会集団、あるいは職業集団の全体像に関心を向ける人々が現れた。そうした人々の中には、あるグループに属する大量の過去の人物のデータの収集と編纂に熱中し、歴史人名辞典のようなものを作り上げたものもいた。また、社会のこうした関心や要望にこたえて、出版業者が営利目的で人名辞典を発行する動きも盛んになった。こうした人名辞典には、過去の人物の調査で終わったものもあるが、同時代の人物情報も取り入れその後何度も更新され続けていったものもある。後者の中には、現在もお数年ごとに改訂版が出たり、オンライン化して更新を続けているものもある。

### ①ハーレリアン・ソサイエティの活動と出版物

19世紀の家族史・個人史研究の隆盛は、同世紀の史料学・古文書学の隆盛とも深く関係している。1810年代頃から、イギリス各地でブック・クラブ、レコード・ソサイエティといった名

称の古文書出版協会が設立されている。これらは、手稿史料の複製（ファクシミリ）や活字化、刊行、インデックスづくりなどのため活動したアマチュアの団体である。多くのメンバーは、牧師、法律家など知的専門職にあり、また好古学協会や王立協会のメンバーでもあって、各教会や個人、大英博物館図書室に蓄積されている古文書の利用にある程度精通している人々であった。詳述は省くが、こうした人々の活動は、1838年のTNA設立にも深く関係がある<sup>\*19</sup>。これらの団体の有名なものには、現在の王立歴史協会の前身であるカムデン・ソサイエティ、旅行記・航海記・地理地図関係の文献出版に特化したハクルート・ソサイエティ、法律関係史料の出版を専門とするセルデン・ソサイエティなどがある<sup>\*20</sup>。

紋章や家系などに関しては、ハーレイアン・ソサイエティが1869年に設立されている。上記3つのソサイエティが、それぞれ16-17世紀の地誌・歴史学者ウィリアム・カムデン、地理学・航海史家リチャード・ハクルート、法学者ジョン・セルデンにちなんでいたように、ハーレイアン・ソサイエティも、17世紀末-18世紀初頭に活躍した第1代オックスフォード伯爵兼モーターマ伯、ロバート・ハーレイにちなんでいる。ハーレイは、政治家だけでなく、文芸のパトロン、特に文化財・史料の保存主義者として、後代に大きな貢献を残した。彼は、イギリスだけでなく大陸ヨーロッパでも古書・古文書を購入し、好古学協会の創立メンバー、ハンフリ・ウォンリを司書に迎えてコレクションを管理させた。彼のコレクションは、息子エドワードに引き継がれ、その後1753年、大英博物館が開設される時にそこに売却され、現在は大英図書館の重要なコレクションの一つとなっている。

ハーレイ・コレクションの中の重要なものに、本稿（1）②の身分改めの記録がある。ハーレイアン・ソサイエティは創立年の1869年からこれらの活字化・刊行に着手し、1889年までに30冊近くを出版している。また、近年になって、19世紀末にできなかったものにも新たに取り組み、新シリーズを発刊している<sup>\*21</sup>。

ハーレイアン・ソサイエティが、このヴィジテーション・シリーズの次に着手したのが、教区簿の刊行である。そのほとんどは、ロンドンとその周辺地域に限られているが、現在も刊行が継続中である。前記したように、以上のハーレイアン・ソサイエティの出版物の中で著作権の切れたものは、デジタル画像として公開され、誰でも無料でアクセス可能である。

## ②『家系紋章史料雑録 (Miechellanea Genealogica et Heraldica)』等の家族史雑誌

ハーレイアン・ソサイエティ創立メンバーの一人、ジョセフ・ジャクソン・ハワードは、同ソサイエティ創立前後に、より家系学に特化した雑誌づくりに着手している。それが『家系紋章史料雑録』である。ハワードは、法廷弁護士で、公務員向けの共同購買組合を設立、組合長をしたことでも知られるが、好古協会のメンバーでもあり、家族史・家系史研究者としても活動した。ハーレイアン・ソサイエティのヴィジテーション・シリーズの多くを編纂したことでも知られる<sup>\*22</sup>。

この雑誌は、最初のシリーズは1868年から2巻、新シリーズは1874年より4巻、第2、第3、第4シリーズはそれぞれ5巻、第5シリーズは10巻と、全部で1938年までに31巻発行された。

その内容は、1868年初巻序文にあるように、「おもに系図や紋章に関する原史料や未編集史料の複写の雑録」であり、「紋章官の身分改め、認証された系図、紋章の下賜、葬式の許可証、遺書、碑文、教区簿からの引用などと、武具に描かれた紋章、印章、署名」などを集めたものである。

かなり雑多な寄せ集めの性格ではあるが、同雑誌には、他では入手不可能なような、歴史上無名の小地主や商人などの家系図がたくさん含まれている。ただし、シリーズや巻号のナンバリングがわかりにくいことも災いしてか、イギリスでもあまり活用されていない文献である。

同時期出版された同種の雑誌として、『ペディグリ・レジスタ』がある。『ペディグリ・レジスタ』は、1911年創立の家族史協会(Society of Genealogists)の創立者ジョージ・フレデリック・テューダ・シャーウッドが編集者、またほとんどの記事を書いて1907年から発行された。初巻では、シャーウッドは序文で「非常に勤勉な調査の後でさえ、他では見つけることができないような…140家族」の家系図を印刷したことを誇り、また下院議員サー・ウィリアム・ブルから「中産階級の家系図を求む」という一文も寄せられている。しかし、この雑誌も3巻を発行しただけで終わった<sup>\*23</sup>。

以上2誌は、いずれも発行期間が短く、また内容も、叙述がほとんどなく、様々な史料の切り貼りや不完全な家系図などで、今ではほとんど忘れ去られている。しかし、編集者たち自身が意図したように、他にはないような無名の中産層の家族史の材料がここには収集されており、その意味で史料的価値が高い。

### ③同窓生名簿

①や②は、アマチュアにしてもプロにしてもかなり学術的な目的を持つ者に有用な図書・雑誌であるが、ここで紹介する同窓生名簿と次の④貴族要覧は、家族史や歴史に特に関心を持たない人々に対しても販売が可能な性格の書籍である。それゆえに、整理された一般人向けの形で出版され、改訂版もその後何度も発行されてきた。ただし、同窓会名簿は、公共的性格を持つため無料で利用が可能になっているものが多いが、貴族要覧は、市場価値も高いため、営利目的で制作、販売されており、少なくとも新しい版を全巻そろった状態で利用したいならば購入が必要である。

19世紀後半から20世紀初頭にかけては、大学、パブリック・スクールなどに関して、可能な限り過去にさかのぼって同窓生の全容を明らかにしようとするような名簿づくりが行われた。印刷業者で、家族史研究にも関心が深く、紋章官にも知己の多かったジョセフ・フォスターは、オックスフォード大学に保管されてきた入学許可簿をもとに他の史料調査も行って、『オックスフォード大学同窓生名簿』を作成した。本書は全8巻、1500年から1886年にわたる学生の情報を集めた大著で、1887年、91年に2回にわたって出版された<sup>\*24</sup>。これは、現在もこの大学の同窓生を調査する上でのスタンダードとなっており、オックスフォード大学のウェブサイトの「過去の大学メンバー」のページにも掲載されている<sup>\*25</sup>。

ケンブリッジ大学に関しては、少し遅れて20世紀初頭に、同大学キーズ・カレッジの数学者ジョン・ヴェンが『ケンブリッジ大学同窓生名簿』の作成に着手した。これは、ヴェンの生前には完

成せず、息子のアーチボルド・ヴェン、A・B・エムデンらが継承して、後代の学生データも追加しながら、1920年代、40年代、50年代と版を重ねた<sup>\*26</sup>。現在では、大学が編纂に携わり、オンラインで改訂が続けられ、利用も公開されている<sup>\*27</sup>。

パブリック・スクールやグラマー・スクールについても例を挙げよう。イートン校に関しては、16世紀トマス・ハッチャーが収集した史料をもとに、18世紀末に同校創立以来の学長・フェロー、学生の一部のリストが刊行されている<sup>\*28</sup>。また1863年には、ステイプルトンが同校の史料やジェントルマンズ・マガジン死亡記事などを用いて1791-1850年の同窓生についてより網羅的なリストを作成し<sup>\*29</sup>、1901年にはイートン同窓生の有志によって後編が出された<sup>\*30</sup>。ウェストミンスター校についても、1788年一部学生と校長などのリストが作成されている<sup>\*31</sup>。ダービー校については、1902年、同校教頭だったB・タチェラが、校内に十分な記録のない中、大学の入学許可簿や個々の回想録・家系図などをあたって収集した史料から、1570年から1901年の同校同窓生のリストを作成した<sup>\*32</sup>。

法学院については、『オックスフォード大学同窓生名簿』を完成させたジョセフ・フォスターが『法廷弁護士』<sup>\*33</sup>を作成している。ただしこれは、フォスターの同時代の学生・修了生のみに限られる。フォスターは、リンカーンズ・インは1439年、インナー・テンプルは1547年、ミドル・テンプルは1501年、グレイズ・インは1521年から入学許可簿を残しており、これらの膨大な史料を複写・刊行することは量的に無理であり、当代の関係者のみに範囲を限定したと述べている。フォスターは、別の著作でグレイズ・インのみに関して16世紀から19世紀までの入学許可簿の複写・刊行を行った<sup>\*34</sup>。

学校の同窓生・学籍者・教職者等のリストは、このほかにも多く作成されたが、学校側の史料の保管状態が不完全で、他の史料に依存してデータを収集したものが少なくなく、完全なリストというわけではない。しかし過去の人々がこの種の人名録づくりにかけた情熱は、賛嘆に値する。心性史的な観点から見れば、過去の人々が労苦をいとわず様々な学校機関に関して同窓会名簿を作成したという事実こそ、重要とも言えよう。

#### ④ 貴族・準男爵要覧

前節で見たように、貴族や地主、騎士については、15世紀末以降の紋章院の開設や身分改めで国家側から確定化の努力が払われてきた。その一方、民間には家系や身分についての情報を得たいという強い需要があり、そのため比較的早くから紋章院に登録されている情報が出版物として販売されるようになる<sup>\*35</sup>。

初期には、これらの書物の著者は主に紋章官である。17世紀初頭には、『ノルマン征服以来の国王・諸侯・公爵・侯爵・伯爵・子爵のカタログおよび継承』<sup>\*36</sup>という書物が出版されている。ただし、この頃の出版物は、貴族の姓名と称号のリストに過ぎなかった。だが、1675年になってノロイ紋章官のサー・ウィリアム・ダグデイルが出版した『男爵要覧』は、伝記的記述も豊富に取り入れられたこれまでの水準を超えたものであり、以降の類書のモデルとなった<sup>\*37</sup>。

1709年には王室式部官の息子で自身は書籍販売業に関わっていたアーサー・コリンズの『イングランドの貴族』\*38が出版され、以来版を重ねて巻数も増えた。1720年にはコリンズは準男爵についても出版し、1716、22年にはスコットランド、アイルランドの貴族要覧も出版された。紋章、系図も、木版、続いて銅板で印刷され、挿入されるようになった。18世紀後半から19世紀初頭には、貴族要覧は、すでに複数の出版社が競合する分野となっており、ケアスリヤデブレットなどの出版業者による定評ある要覧も何種類か併存していた\*39。

1827年には、ジョン・バークが貴族、準男爵をあわせてアルファベット順に配置した『貴族・準男爵要覧』を出版し、次々に頁を増幅して版を重ねた。バークの貴族要覧は、彼の息子で、法廷弁護士の一方上級紋章官にもなったジョン・バーナード・バークに継承され、1900年には二千頁を超える大冊となり、現在までこの分野の代表的図書となっている。現在は、オンライン・データベース（有料）となって、更新が続いている。1830年代には、バークなどによって、廃絶されたり休止状態になっている準男爵爵位についても、要覧が出版された\*40。

19世紀末には、バークよりも大部で、現存のものも廃絶・休止状態のものも統合したより網羅的な要覧として、ジョージ・エドワード・コカイン（1825-1911）の『完全貴族要覧』『完全準男爵要覧 Complete Baronetage』（全8巻）が出版された\*41。コカインも、上級紋章官の職につき、好古学協会のメンバーであったという点で、伝統的な貴族要覧作者の系譜に属している。コカインの貴族要覧は、20世紀を通して第2版の編集が続き、1959年までに全13巻が出た後、1998年に補遺の第14巻が出されている。

#### ⑤『小紳士家系要覧 (Familiae Minorum Gentium)』

以上に紹介した学校同窓生名簿や貴族要覧は、近世や中世後期にもとの記録が作成されたり、編纂が着手されており、18、19世紀の調査者の役割はその継承・改訂に限定されているものも多い。しかし、『小紳士家系要覧』は、純粋に近代の家族史研究者の成果である。

『小紳士家系要覧』は、非国教聖職者で地方史・地方家族史研究者のジョセフ・ハンター（1783-1861）が、自己の専門範囲であるヨークシャー、ダービーシャー、チェシャー、ランカシャーの家族を中心に、貴族要覧や準男爵・騎士要覧などには掲載されない平民地主や商人・製造業者の家系図を調査・作成したものである。彼は、非国教の中でもイングランド長老派からユニテリアンに移行したグループに属していたため、この宗教的グループの家族が特に手厚く取り上げられている。イングランド長老派は、1662年の国教追放の時点から、非国教徒の中では最も穏健で知的・経済的にも上層部にあり、信者の多くは富裕な地方地主や市民階級であった。彼の調査結果の手稿は、彼の死亡時に大英博物館に寄贈されていたが、1890年代になってハーレイアン・ソサイエティが活字にし、4巻で出版された\*42。

#### ⑥非国教徒聖職者

聖職者、特に国教の教会体制に属する聖職者については、史料も豊富で、聖職者自身によって

も古くから調査研究が進み、またカムデン・ソサイエティなどによっても史料の出版が行われてきた。現在は、すでに広範囲の網羅的なオンライン・データベースが確立されている<sup>\*43</sup>。そこで、国教聖職者についてはここでは省略し、非国教聖職者に関する情報のみ提供しておきたい。

エリザベス1世期の分派やロード大主教の迫害時代の国教離脱者なども存在するが、非国教聖職者が千人規模で大量に創出されるのは、1662年の信仰統一法の時点である。清教徒革命期に目標とされた長老主義の国教体制に賛同した教区教会牧師の多くが、このとき国教から追放された。またすでに清教徒革命期から教区教会とは分離して活動していた聖職者もあり、これらの国教からの追放者と分離派は、1662年以降、イングランド長老派、会衆派、洗礼派やクェーカーなどの非国教会派を形成した。この中でも、本来国教に属していた長老派や一部の会衆派は、正規の大学教育や聖職叙任のシステム、教区簿の洗礼・埋葬の記録から除外されたことへの危機意識が強く、共通の基金や出産・死亡記録づくりを行っている。

これらの非国教聖職者の人名録の最初のものとしては、自らも1662年国教追放者の孫であるエドモンド・カラミーが収集し18世紀初めに発表した追放牧師のリストがある。これは、1702年にはリチャード・バクスターの自伝の要解の一つの章として発表され、1720年代になって独立の書物として出された。現在は、1934年に発表されたA・G・マシュウズによるカラミーの修正版が、より正確なものとして用いられる。カラミー以後の非国教牧師については、19世紀初頭に出たウォルター・ウィルソンの著作が、ロンドン周辺に限られるが、多くの個人についての情報を含んでいる<sup>\*44</sup>。

洗礼派、クェーカー、19世紀近くに出てくるメソジスト等も独自の人名録作成を行っているが、本稿では省略する。

#### ⑦『マスグレイヴ死亡記事集成』

この異常な書物の作者のサー・ウィリアム・マスグレイヴは、関税局役員を務め、王立協会と好古学協会の副会長、大英図書館の管財人なども兼任した、一言で言えば、官僚の職務につく一方アマチュアとして学術界でも活動した人物である。彼は、同時代にも現代もほぼ無名で、本書を残したことのみで名を知られている。彼は1799年の死亡時に、蔵書の他膨大な自分の手稿を大英博物館に寄贈したが、その手稿史料の一部は、ロンドン・ガゼットやジェントルマンズ・マガジン、そのほか様々な雑誌や書物から抜粋した膨大な死亡記事のコレクションであった。この手稿史料は、彼の死後100年たった1899-1901年にハーレイアン・ソサイエティから出版され、広く利用されてきた<sup>\*45</sup>。

現在では、ロンドン・ガゼットやジェントルマンズ・マガジン自体が電子データとなってインターネットからアクセスも検索も可能であるので、マスグレイヴ死亡記事の史料的価値は半減したが、しかしそれでもまだ利用価値は高く、多くの家族史研究のウェブサイトでも基本的データベースとして採用されている。

### ⑧ 『アンティグア史』と『カリビアーナ』

最後に、出版は20世紀に少しかかっているが、海外植民地在住のイギリス人の家族史・家系に関わる著作を2例挙げておく。19世紀にはイギリスの海外進出先の地理や自然環境、歴史などに関する著作は多く出版されたが、海外在住イギリス人に関心を向けた著書はあまりない。しかしヴェレ・ラングフォード・オリヴァーが西インド植民地について書いた上記2つの著書は、題名からはあまり想像できないが、現地在住のイギリス人の家系図や家族史が中心内容となっている。また、ともにオリヴァーの著述部分は少なく、遺書や墓碑、契約書や証書類、教区簿といった史料の複写がほとんどとなっている<sup>\*46</sup>。

オリヴァーは、アンティグア他に領地を持つ西インド・プランター一族だが18世紀にイギリスにもどり不在地主化した家族の出身である。彼は、西インドで長く生活したことはないが、『アンティグア史』を著するに際して1年ほど短い滞在を行い、そのときにアンティグアの植民地議会議事録や教区簿、結婚許可証発行の記録などを調査し、イギリス側の史料と合わせてアンティグアの主な家族の系図を作り上げた。『アンティグア史』はこうした家族の家系図・家族史の集成であり、1894年3巻で出版された。『カリビアーナ』は、副題に「英領西インドの歴史、家族史、地誌、好古的情報に関する様々な文献」とあるが、こちらはジャマイカその他英領西インド各地のプランター一族の家系図が中心である。オリヴァーは、最初これを西インド家族史研究の雑誌として、3ヶ月ごとに発行し、6巻にまとめて出版した。その後セント・トマス島、セント・クリストファー島の教区簿の複写からなる別巻や索引の巻を入れて、8巻に拡充された。

オリヴァーは、このほかバルバドスの全教区やユダヤ教シナゴグの墓碑を網羅的に調べた著書を出版している<sup>\*47</sup>。

以上、様々な文献を取り上げ、18、19世紀のイギリス家族史・家系学研究者の活動を見てきたが、このほか本来は取り上げるべきものとして、19世紀末に開始された『イギリス人名辞典(Dictionary of National Biography)』の編纂事業や、冒頭で紹介したネーミアなどが携わった現代の『議会史・下院(History of Parliament. House of Commons)』につながる下院議員研究の系譜がある。しかし、これらの大事業については、日本でもある程度知られているので、本稿で簡単に取り上げても無意味であり、省略する。ただ、ここで強調しておきたいのは、DNBや『議会史』編纂の気運とそれに携わった人材は、本稿で取り上げたような家族史・家系史研究者の中から出てきたのであり、またこれらの文献の記事は、本稿(1)(2)で取り上げた史料・文献に基本的に依拠しているということである。

### (3) 営利企業の参入

冒頭で述べたように、イギリスでは現在、多くの非営利民間組織や営利企業が国公立図書館・

文書館と協力しながら、史料・文献のデジタル化と利用の高度化に努めている。いや、イギリスというとかなり語弊がある。むしろ、これらの動きはアメリカ発である。近年の家族史史料の急速な電子化の背景には、アメリカ、ユタ州の末日聖徒イエス・キリスト教会家族歴史図書館の、宗教上の動機に基づく、資本と労力を惜しまない膨大な家族史データ形成が、非常に大きな影響をおよぼしていることは、前述したとおりである。そもそも、祖先が移民であるアメリカ人には自らのルーツを求める気運が強く、イギリスや他のヨーロッパ諸国の文書をできるだけ自由に使いたいという願望がある。末日聖徒イエス・キリスト教会家族歴史図書館の活動は、こうした信徒以外の人々も含むアメリカ人全体の意欲に支えられていると言えよう。アメリカでは、数多くの家族史研究団体や企業が設立され、イギリスの家族史の団体や文書館・図書館とも連絡・協力体制を作り上げている。

ただ現在は、あまりにも多くの団体や企業が存在するため、筆者もその全容を網羅できていない。しかし筆者は、日本の歴史研究者がこのような英米の現状を長く看過してはならないと考えている。それはなにも、イギリス史研究者に限定されたことではない。こうした動きは、すでに他のヨーロッパ諸国の文書館にも及んでいる。また、日本でも近い将来、家族史研究が、余暇の過ごし方として流行する可能性がないわけではない。急激な経済成長が一段落し、知的中産階級が増大した国家では、自分たちの来し方に興味を持ち自身で調査しようとする者がでてくることはむしろ自然な現象であり、イギリスやアメリカ独特の現象とは言い切れない。

そこで本稿では、筆者が最近メンバーとなった企業の活動についての報告を中心に、全体的動向を簡単に語っておきたい。

### ①アンセストリ・コム

アンセストリ・コムは、アメリカの民間営利企業である。この分野ではもっとも成功しており、会員数の急増や会社資本の急成長、著名人の祖先解明に成功したことなどで、アメリカではよく知られた企業となっている。アメリカの国会図書館所蔵史料のデジタル化なども行い、イギリスの図書館・文書館とも強い協力関係にある。現在、イギリスの王立歴史協会がそのウェブサイト上で資料閲覧先として紹介している唯一の営利企業でもある<sup>\*48</sup>。

以下、同社の自社紹介に、インターネット上の十分に検証できない文書からの情報も含めて、同社の沿革を述べる。同社のルーツは、1983年に設立された家族史関係の書籍出版社アンセストリ・パブリッシングにある<sup>\*49</sup>。同社はその後1994年には、家族史研究のための『アンセストリ』という雑誌の発行を開始し、96年にはウェブサイト Ancestry.com も開設した。1997年同社は、インフォベシィーズ (Infobases, Inc.) という会社を買収される。インフォベシィーズは、アメリカ、ユタ州で、末日聖徒イエス・キリスト教会関係の書籍をフロッピーディスクで販売する会社として設立されたものだった。インフォベシィーズは、アンセストリ買収の直後、末日聖徒教会関係書籍出版王手のブッククラフト社も買入し、アンセストリ社 (Ancestry Inc.) の名の下に、家族史関係の CD 書籍だけでなく、会費収入によるオンラインの家族史



データベース・サービスや、家族史愛好家のためのソーシャル・ネットワーク・サービスを開始した。1998年以降は、これらの事業は3つの名称（Ancestry.com、MyFamily.com、FamilyHistory.com）で運営されていた模様である。その後同社は、末日聖徒教会関連書籍部門や、出版部門を売却し、また雑誌『アンセストリ』等も廃刊にしながら、徐々にオンライン家族史データベース事業に集中した。2000年以降は、アメリカ合衆国連邦センサスのデジタル画像処理、オンライン・データベース化に取り組んだ。2005年には、ヘリティッジメーカー社を買収し、同社の中心的サービスであったスクラップブック（写真、文書、系図などを配置した電子文書）作成のウェブサイトを取得した。この間、社名はマイファミリー・コム、ジェネレーションズ・ネットワークなどと変遷したが、2009年からはアンセストリ・コムを正式な社名としている。

アンセストリ・コムは、上述した合衆国センサス（1730-1930年）のほか、アメリカ合衆国乗船者リスト（1820-1960年）、アメリカ軍記録など、アメリカ側の様々な史料のオンライン化とインデックス作成を行った。また、DNAデータを用いた遺伝学家族史調査サービス（<http://www.dna.ancestry.com/>）、家系図作成ソフト（Family Tree Maker）、デジタル書籍出版のプラットフォーム（MyCanvas）など様々なサービス分野に進出、提供中である。

2005年以降、アンセストリ・コムは、イギリスの文書館・図書館、公共、非営利の歴史研究・教育団体との提携・協力も急速に発展させている。本稿で紹介した史料のみにおいて、アンセストリ・コムでの利用可能性を確認してみよう。本稿（1）①遺書は、TNAの保有するPROB11の全てが、アンセストリ・コムとの協力によって、デジタル画像で撮影されるとともに、個人名や時期を入れたインデックスが作成された<sup>\*50</sup>。現在は、TNAでも、原史料を保管庫から出してもらうのではなく、デジタル画像で遺書を読むことになる一方（無料）、アンセストリ・コムの会員になれば、世界中どこからでも自分のコンピュータで同社の検索画面を開き、必要な遺書を探し当て、同じデジタル画像を見ることができる。また③の教区史料に関しては、アンセストリ・コムは、LMAと協力して、同文書館の持つウェストミンスターをのぞくロンドンと旧ミドルセックス州の教区教会の教区簿をデジタル画像とし、またそこに記入された埋葬・洗礼・結婚に関する膨大な個人名をインデックス化した<sup>\*51</sup>。この結果、現在では、LMAとその傘下にあるギルドホール・ライブラリではこのデータベースを無料利用できる一方、アンセストリ・コムの会員になることで世界中どこからも自分のコンピュータで、同じ原史料のデジタル画像を見ることができる。④課税評価、⑤投票記録、⑦のロンドン市民許可証も同様で、LMAとアンセストリ・コムの協力で、デジタル画像化とインデックス作成が行われている<sup>\*52</sup>。⑥センサスはTNAが保有しているものを、アンセストリ・コムと競合会社のファインドマイパストが分担しあってデジタル化している。（TNAからは現在、無料で完全に公開されている。）

一方、本稿（2）で紹介した文献や（1）⑧商工人名録については、版元の考え方や、出版社が持っている著作権や再販・複製の権利に大きく左右される。これらは基本的に著作権が切れているものは、グーグル・ブックスや、非営利組織のインターネット・アーカイブ、あるいは版元が自ら公開している。たとえば、（2）①卒業者名簿では、フォスターの『オックスフォード大学同

窓生名簿』(1888-92年版)、『ケンブリッジ大学同窓生名簿』(1922-1954年版)なども、見ることができる。ケンブリッジ大学の場合は、現在オンライン・データベースでより新しい同窓生も含んだデータを大学のウェブサイトで公開している。他方、(2)④貴族要覧・準男爵要覧については、新しい改訂版はグーグル・ブックス、インターネット・アーカイヴなどでも見られないし、アンセストリ・コムメンバーになっても見られないものが多い。アンセストリ・コムでは、現在デプレットの1825年版、バークの1881年版、コカインの1910-16年版4巻の他は、有名でない出版社から出されていた19世紀のポケット版や廉価版などが少しあるだけである。(1)⑧の商工人名録も、現存するもの全てを投入したようなデータベースはない。ただし、電話帳については、1880-1984年のものは、アンセストリ・コムがブリティッシュ・テレコム文書館の許可を得て、全てオンライン・データベースとしている。

アンセストリ・コムが、独自に再版の権利を獲得し電子書籍として提供している古書もある。前述したように、同社はもともと電子書籍を制作・販売する出版社であったので、その時期に著作権を獲得したものがあるようだ。一つのみ例を挙げると、1925年に出版されたロバート・モウブレイ・ハワードのジャマイカ・プランター、ロング家の家族史がそうである<sup>\*53</sup>。これは、2005年ジェネレイション・ネットワーク社からオンラインで出版されていたものであったようである。

以上、大まかにアンセストリ・コムの活動と保有するデータの内容を述べてきた。それは、公共の古文書館が所有する第一級の一次史料のデジタル画像・インデックスの制作、19世紀に作成されてきたデータベースやインデックスの整理と拡充、古書の電子書籍としての再版など、多岐にわたる。競合他社も同様のサービスを提供していることを考えると、これらの営利企業の利用から、歴史研究者の得るものは非常に大きいと考えられる。特に、文書館から遠く離れた地域に住む外国人研究者にとっては、旅費などを考えれば、費用節約効果も大きい。

## ②競合他社や非営利民間組織の活動

アンセストリ・コムと同様のサービスを提供している会社は無数にあり、筆者も全く把握し切れていないが、筆者の知る中で重要なものとしては、ファインドマイパスト (Findmypast.co.uk)、ジェネオロジスト (The Genealogist) がある。

それぞれ得意分野があり、ファインドマイパストは、アンセストリ・コムが網羅し切れていない史料のデジタル化を行っている。同社はTNAともアンセストリ・コム同様の協力関係にあり、犯罪・監獄関係の記録などのデジタル化を請け負っている<sup>\*54</sup>。ジェネオロジストも、地方の州文書館と協力して、地方の教区教会の教区簿のデジタル化を進め、現在は1100以上の教区の教区簿を把握している。

このほか、非営利の公益法人なども、これらの営利企業と同様の活動をしている。イギリスには、現在約180の家族史研究会がある。アマチュアの会ながら、それぞれの地域の人物や家族、建物、墓碑などに関する調査研究活動を行っている。またこれらを統率する家族史協会連合(Federation

of Family History Society、略称 FFHS) という公益法人があり、家族史研究会同士の情報の共有、王立歴史協会や TNA など専門的機関についての情報の提供、優れた家族史研究の活動への授賞などを行っている。FFHS は、全国の家族史研究会や州文書館を牽引し、全国埋葬インデックスを作成するほか、TNA の事業である全国の荘園文書目録 (Manorial Document Register) の作成・デジタル化といったプロジェクトに資金援助を行っている<sup>\*55</sup>。

以上、ごく簡単ではあるが、イギリス家族史、いやそれにとどまらず、歴史的史料の保存・活用全般にわたるイギリス (アメリカなどかつての植民地や英語圏の国家全てを含む) の現状を見てきた。このような状況に鑑みて筆者が感じている問題点は、以下の通りである。

まず、第一に、会費ベースのオンライン家族史データベース事業が多すぎることで、サービス内容が重複していることである。名称も互いに似通っていたり、国公立の研究機関や公益団体、非営利民間組織とも紛らわしい名称もある。家族史の非営利の民間団体も無数と言っていいほど設立されているため、非常に混乱する。さらに、アンセストリ・コムのように、一つの会社自身が、何度も社名やウェブサイト名を変更したり、複数の事業を立ち上げていたりする。このような数の多さ、サービスの重複、名称の紛らわしさは、利用者側に大きな負担を強いている。各団体・企業の事業内容や組織の性格を正しく識別することができず、複数のデータベース・サービスの会員となって、高額の会費を何件も支払わされた上に、受けられるサービスはほとんど同じということが、起こりがちである。

次に問題なのは、それぞれの企業や団体が、同じ原史料を別な名称のデータベースに統合して、使用していることである。どのデータベースに、どの一次史料がどれだけはいっているのか、それを見極めることは非常に難しい。一次史料自体も、本当の原史料、その写本、印刷板、印刷板の再版など、様々なバージョンがある場合もある。データベース作成者が、そこまで詳しい情報を解説してくれていない場合もたびたびある。特に、アマチュア相手の営利企業のウェブサイトでは、十分な説明がない。

会員が作成したスクラップブック、家系図や、様々な調査結果の著作権の問題も、どう処理されているのか、今ひとつ不透明である。情報共有と、共有した情報をもとにしてのさらなる調査の発展は、望ましいことであるが、その一方で、個々の会員の調査能力や払われた努力には大差があり、非常に優れた調査者の成果を他の調査者が自由に利用することには少し問題があるように感じる。もちろん、調査結果の公開は会員の自由な判断に任されているが、調査者の大半はアマチュアであり、自らの成果の重要度や利用可能性に気づかないうちにその成果を利用されることもあり得る。

そもそも、これらのウェブサイトで公表されたアマチュアの調査結果は、優れた成果であっても、形式上の問題から、学術論文に引用することが非常に困難であり、その点がプロとアマチュアの成果共有の上で、かなりの壁になっている。

以上、様々な問題や疑問に感じる点は少なくないが、しかし確かなことは、現在起こっている

変化は今後もさらに進展するということである。公的図書館・文書館と営利企業の提携、その結果としての歴史的史料利用の営利化、アマチュアによる史料利用の活発化は、歴史的史料の保存コストとデジタル・オンライン化コストの増大、公的機関の財政難、その一方で研究者・大学生・知的市民などの史料利用者の増加という不可避の条件を背景にしているからである。

このような状況下で、歴史研究を専門とする職業的研究者やそれを目指す学生達は、どのような研究活動を行っていけばいいのだろうか。第一に重要なことは、すでに営利企業が参入している分野においては、それを無視せず、それが画期的に容易にした一次史料へのアクセスを大いに活用することであろう。大学などの研究機関にはより信頼できる出版社による学術向けのオンライン・データベースが入っているのではないかと、という意見もあるかもしれないが、本稿で紹介してきたような企業のデータベースは少なくとも現在はあるかにそれらをしのぐ内容を持っている。しかも、各大学が入れているオンライン・データベースは、他大学所属者の利用を制限している場合が多い。それらを利用するよりは、アマチュアにまで門戸を広げているこうした企業のデータベースを個人利用するほうが、有利である。もちろん会費支払いという問題はありますが、在外研究費や、出版社からの個別のオンライン・データベースの購入費を大いに節約するものでもあるので、こうした会費を公的研究費の一般的な費目としていくことも可能であろう。ただし、公的に支出するとなれば、提供されるサービスの重複には細心の注意を払う必要がある。

また、専門的研究者が最も心がけなければならないことは、データベースの元になっている原史料についての理解と認識である。教区簿のように最小の地域コミュニティ単位で長期にわたって全国で作成され、しかも史料残存状況が多様で、現在も多数の地方文書館で保管されている手稿史料が、どれだけどのデータベースに完全に収録されているかなどは、見極めるのにかなりの努力を要する。印刷物も、厄介である。商工人名録のように複数の出版社が似通った名前で毎年出版し、さらにはロンドン版、全国版、ポケット版など様々な種類があるものに関しても、自分の使用しているデータベースがいずれのいつの版を入れているかを把握する努力が必要である。貴族要覧のように、オンライン・データベースに旧版の一部が入っていても、現在の新版と同じだけの情報はない場合もある。以上を十分に心がけなければ、専門家として脚注や参考文献を正確に記述することもままならない。

以上、現状把握と整理が甚だしく不十分ではあるが、本稿が現在イギリス及びアメリカで進行中の動向を伝える上で、一種の速報として有用であれば幸いである。

#### (Endnotes)

\*1 TNAの史料解説による。<http://discovery.nationalarchives.gov.uk/details/r/C236>

\*2 Adrian Alies, "The Development of the Heralds' Visitations in England and Wales, 1450-1600", *Coat of Arms*, 3rd ser., vol.5, pp.7-23. Stephen Friar ed., *A Dictionary of Heraldry*, New York, 1987.

\*3 ハーレイアン・ソサイエティの出版物については、著作権が切れたものについてはインターネット・アーカイヴやグーグル・ブックスで利用可能である。紋章院のホームページにリストがあり、そこから

直接インターネット・アーカイブの電子書籍を開くことができる。<http://www.heraldry-online.org.uk/HarleianPublications2.htm>

- \*4 [http://en.wikipedia.org/wiki/Family\\_history\\_Library](http://en.wikipedia.org/wiki/Family_history_Library). <https://familysearch.org/about>
- \*5 Edwin Freshfield, *The Vestry Minute Book of the Parish of St. Margaret Lothbury in the City of London, 1571-1677*, London, 1887. Id. ed., *The Vestry Minute Books of the Parish of St. Bartholomew Exchange in the City of London 1567-1676*, London, 1890. Id. ed., *Minutes of the Vestry Meetings and Other Records of the Parish of St. Christopher Le Stocks, in the City of London*, London, 1886.
- \*6 London Metropolitan Archives, *Information Leaflet No. 9 Land Tax Assessments for London and Middlesex*, 2010.
- \*7 D. V. Glass, *London Inhabitants within the Walls, 1695*, London, 1966, pp.ii-v.
- \*8 Elizabeth Ralph and Mary E. Williams eds., *The Inhabitants of Bristol in 1696*, Bristol, 1968.
- \*9 Glass, *London Inhabitants*, p. xiii.
- \*10 史料の現存の状況については、ここに詳しい。Glass, *London Inhabitants*, pp.xv-xvi. R. E. Chester Walters, 'A Statutory List of the Inhabitants of Melbourne, Derbyshire, in 1965', *Journal of the Derbyshire Archaeological and Natural History Society*, vol. VII, 1885, pp.1-30.
- \*11 *London Electoral History. Step towards Democracy. 2.1 Poll Books*, London Electoral History 1700-1850. <http://www.londonelectoralhistory.com/PDF's/LEH-Basics/LEH-BASICS2.1POLL-BOOKS.pdf>
- \*12 London Electoral History 1700-1850. <http://www.londonelectoralhistory.com/basics.html>
- \*13 London Metropolitan Archives, *Information Leaflet Number 16 Searching for Members or Those Apprenticed to Members of City of London Livery Companies*, 2010.
- \*14 同書は1863年序文をつけた形で、ファクシミリで再版された。現在図書館や電子書籍で見られるのは、これが多い。*The Little London Directory of 1677. The Oldest Printed List of the Merchants and Bankers of London, London*, 1863.
- \*15 Charles Tilly, "Kent's Directories of Businesses in London, 1759-1828", *ICPSR (Inter-university Consortium for Political and Social Research)*, January, 2002, pp.3-4.
- \*16 イギリスの商工人名録は、レスター大学がコレクションをオンライン化しており、特に地方の商工人名録については重要である。<http://leicester.contentdm.oclc.org/cdm/landingpage/collection/p16445coll4>
- \*17 Jane Elithabeth Norton, "The Post Office London Directory", *The Library (The Transactions of the Bibliographical Society)*, 5th ser. 21(4), pp. 293-99.
- \*18 *British Phone Books 1880-1984*, BT Archives.
- \*19 Philippa Lervine, *The Amateur and the Professional. Antiquarians, Historians and Archaeologists in Victorian England 1838-1886*, Cambridge, 1986, pp.7f.
- \*20 王立歴史協会は、現在そのホームページで、全国に存在した数多くの古文書出版協会をリストアップして、それぞれを簡単に解説している。<http://www.royalhistoricalsociety.org/textandcalendars.php>
- \*21 ハーレイアン・ソサイエティの出版物については、脚注3を見よ。

- \*22 A Cambridge Alumni Database, University of Cambridge. <http://venn.lib.cam.ac.uk/cgi-bin/search.pl?sur=&suoro=c&fir=&firo=c&cit=&cito=c&c=all&tex=%22HWRT845JJ%22&sy=&eye=&col=all&maxcount=50>
- \*23 “Preface” and “A Plea for Middle-class Pedigrees”, *Pedigree Register*, vo.1, London, 1907-10. *Pedigree Register*, vol. 2, 1910-13, vol. 3, 1913-16.
- \*24 Joseph Foster, *Alumni Oxonienses: The Members of the University of Oxford, 1715-1886. Id., Alumni Oxonienses: The Members of the University of Oxford, 1500-1714*. Oxford, 1888-1892.
- \*25 <http://www.oua.ox.ac.uk/enquiries/membersguide.html>
- \*26 John Venn and John Archibald Venn compiled, *Alumni Cantabrigienses; a Biographical List of All Known Students, Graduates and Holders of Office at the University of Cambridge from the Earliest Times to 1900*, Part 1 (the Earliest times to 1751), 4 vols, 1922-27. John Archibald Venn compiled, *Alumni Cantabrigienses; a Biographical List of All Known Students, Graduates and Holders of Office at the University of Cambridge from the Earliest times to 1900*, Part 2 (1751-1900), 6 vols, 1940-54.
- \*27 脚注 22 のウェブサイトである。
- \*28 *Registrum Regale: Sive, Catalogus: Præpositorum Utriusque Collegii Regalis Etonensis & Cantabrigiensis*, 1774. Thomas Harwood, *Alumni Etonenses: Or, A Catalogue of the Provosts & Fellows of Eton College*, 1797.
- \*29 H. E. C. Stapylton, *Eton School Lists 1791-1850*, London, 1863. *The Eton Register* vol. 7, 1893-1899.
- \*30 *The Eton Register* vol.7, 1893-1899.
- \*31 Joseph Welch, *A List of Scholars of St. Peter's College, Westminster, as They Were Elected to Christ Church College, Oxford, and Trinity College, Cambridge*, Cambridge, 1788.
- \*32 B Tacchella, *The Derby School Register 1570-1901*, London, 1902.
- \*33 Joseph Foster, *Men-at-the-Bar. A Biographical Hand-list of the Members of the Various Inns of Court, Including Her Majesty's Judges, etc.*, second edition, London, 1885. (これは第2版で、初版の情報は今のところ見つかっていない。)
- \*34 Joseph Foster, *The Register of Admissions to Gray's Inn (1557-1859), together with the Register of Marriages in Gray's Inn Chapel 1695-1754*, London, 1889.
- \*35 以下の本は、パーク出現までの貴族要覧の出版状況をよく把握、解説したものとして重要である。中表紙の説明によると、ヤングはヨーク紋章官であった。Charles George Young, *Catalogue of Works on the Peerage and Baronetage of England, Scotland, and Ireland*, London, 1827.
- \*36 Ralph Brooke というヨーク紋章官が1619年出版し、22年に再版されたもの。Young, *Catalogue*, p. 9.
- \*37 Sir William Dugdale, *The Baronage of England, or, An Historical Account of the Lives and Most Memorable Actions of Our English Nobility in the Saxon's Time to the Norman Conquest, and from Thence, of Those Who Had Their Rise before the End of King Henry the Third's Reign Deduced from*

*Publick Records, Antient Historians, and Other Authorities*, London, 1675-1676. Young, *Catalogue*, p. 11, 13.

\*38 Arthur Collins, *The Peerage of England: or, An Historical and Genealogical Account of the Present Nobility Containing the Descent, Original Creations, and Most Remarkable Actions of Their Respective Ancestors*, London, 1709. Young, *Catalogue*, pp. 13-4.

\*39 Kearsley's *Complete Peerage* や John Debrett のものなど。詳細は以下。Young, *Catalogue*, pp.39f.

\*40 George E. Cokayne ed., *Complete Baronetage*, vol.1, Exeter, 1900, pp.xv-xvii.

\*41 George Edward Cokayne, ed., *Complete Peerage of England, Scotland, Ireland, Great Britain and the United Kingdom, Extant, Extinct or Dormant*, 8 vols, London, 1887-98.

\*42 John W. Clay ed., *Familiae Minorum Gentium*, 4 vols., London, 1894-96.

\*43 <http://theclergydatabase.org.uk/>

\*44 Walter Wilson, *The History and Antiquities of Dissenting Churches and Meeting Houses in London, Westminster and Southwark, including the Lives of Their Ministers from the Rise of Nonconformity to the Present Time*, London, 1810.

\*45 Anthony Griffith, "Sir William Musgrave and British Biography", *Electronic British Library Journal*, 1992. <http://www.bl.uk/ebli/1992articles.html> Sir George J. Armytage ed., *Musgrave's General Nomenclator and Obituary*, 6 vols., London, 1899-1901.

\*46 Vere Langford Oliver, *The History of the Island of Antigua, one of the Leeward Caribbees in the West Indies, from the First Settlement in 1635 to the Present Time*, 3 vols, London, 1894-99. Id., *Caribbeana. Being Miscellaneous Papers Relating to the History, Genealogy, Topography, and Antiquities of the British West Indies*, London, 1910-15.

\*47 Vere Langford Oliver, *The Monumental Inscriptions in the Churches and Churchyards of the Island of Barbados, British West Indies*, London, 1915.

\*48 以下の王立歴史協会のウェブサイトで紹介されている。 <http://www.royalhistoricalsociety.org/societiesandinstitutions.php>

\*49 アンセストリ・コムの子会社紹介はいくつかあるが、以下が最も詳しい。 <http://corporate.ancestry.com/about-ancestry/company-info/company-history/> また現在の同社 CEO ティム・サリヴァンについての情報は、以下にある。 <http://www.crunchbase.com/person/tim-sullivan> 以下のウィキペディアの記事は、モルモン教出版関係者と同社の関係を詳しく書いている。 <http://en.wikipedia.org/wiki/Ancestry.com> なお、日本のオンラインのビジネス雑誌『月刊事業構想オンライン』に、昨年1月に紹介された記事がある。会社沿革の説明としては、2006年以降についてしか把握していないなど不十分だが、同社のビジネスの将来性をいち早く日本に紹介したものである。 <http://www.projectdesign.jp/201301/world-biz/000294.php>

\*50 PROBのデジタル・オンライン化についてのアンセストリ・コムとTNAの協力関係については、アンセストリ側の検索画面に若干ふれられるのみで詳細はよくわからない。 <http://search.ancestry.ca/>

search/db.aspx?dbid=5111 ただし、TNA とアンセストリ・コムとの協力関係は、主に 19 世紀の出入国記録や、第一次世界大戦軍人関係の記録などのデータでも顕著である。 <http://www.nationalarchives.gov.uk/records/catalogues-and-online-records.htm>

\*51 詳しくは以下。 London Metropolitan Archives, *Information Leaflet No. 2 Parish Registers*, 2011. <https://www.cityoflondon.gov.uk/things-to-do/visiting-the-city/archives-and-city-history/london-metropolitan-archives/Documents/visitor-information/02-parish-registers.pdf>

\*52 London Metropolitan Archives, *Information Leaflet No.14*. <https://www.cityoflondon.gov.uk/things-to-do/visiting-the-city/archives-and-city-history/london-metropolitan-archives/Documents/visitor-information/14-city-freedom-archives.pdf>

\*53 Robert Mowbray Howard, *Records and Letters of the family of the Longs of Longville, Jamaica, and Hampton Lodge, Surrey*, London, 1925. Database-online, Provo, Uta, The Generations Network, Inc., 2005.

\*54 <http://www.nationalarchives.gov.uk/records/catalogues-and-online-records.htm>

\*55 <http://www.nationalarchives.gov.uk/news/910.htm>

(本稿に揚げた HTML 文書はすべて 2014 年 9 月 30 日に最終アクセス済みである。)

(2014 年 10 月 1 日受理)

(かわわけ けいこ 京都府立大学文学部教授)